

福島県過疎・中山間地域振興有識者懇談会設置要綱

(設置)

第1条 県が策定する「福島県過疎・中山間地域振興戦略」について改定時期を迎えることから、今後の過疎・中山間地域の振興に係る基本的な考え方や方向性を検討するに当たり、有識者等から意見や助言をいただくため、福島県過疎・中山間地域振興有識者懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、過疎・中山間地域の振興について検討を行うものとする。

(組織)

第3条 懇談会は、委員8名以内で構成する。

- 2 懇談会の委員は、学識経験者、過疎地域の自治体職員、地域づくり実践者等の中から、知事が定める。
- 3 委員の任期は、令和3年12月31日までとする。

(座長)

第4条 懇談会に座長を置き、座長は、委員の互選により定める。

- 2 座長は、懇談会の会務を総理し、懇談会を代表する。
- 3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、必要に応じて座長が招集する。

- 2 座長は、前項の会議の議長となる。
- 3 懇談会は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、企画調整部地域づくり総室地域振興課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月16日から施行する。